

令和6年度11月定例委員会

○ 日時：令和6年11月22日(金) 9:00～(議事)

○ 場所：梶原町役場2階 議場(大会議室1)

出席：農業委員 上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一
推進委員 久岡健一・岡林勝・中平勝也・高橋亀一郎・川上厚志
事務局 大川事務局長・宮岡慎太郎・中平知砂
欠席 中平紀善会長

事務局	皆さんおはようございます。 本日、中平会長さんの方から欠席という連絡が有りましたので今日の進行は上田職務代理にお願いします。 只今から11月定例会をはじめさせていただきます。上田職務代理ご挨拶のほどよろしくお願いいたします。
-----	--

上田職務代理	皆さんおはようございます。 中平会長が体調不良という事なので、本日の会は私が進行させていただきます。 秋も深まり初冬といった感じですが、降霜もないといった状況で、まだまだ暖かい季節になっています。 推進員の皆様におかれましては現地確認等でお忙しいとは思いますが。 本日は2件の議案とその他の件がございますが慎重審議賜りますようお願いを致しましてご挨拶にかえさせていただきます。 それでは本日の議事録署名員につきましては、中岡委員と押川委員にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。 それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いいたします。
--------	--

事務局	第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 譲渡人： 譲受人： 対象地： ： ：
-----	---

	今回 1 件の申請がございます。 まず初めに 1 ページに一覧表をつけさせて頂いております。 3 ページ目が申請書ですが、譲渡人●●で譲受人は●●へ所有権の移転です。 3 筆が移転の申請ですが今回農業を行う人は●●です。 現在、田んぼになっていますが、畑に変えカボチャやトウモロコシを植えられるとの事です。 場所につきましては、●●になっています。 現在、重機が入っていて奥の水路を直すために整地をしているとの事です。 水路は年度内には直して、そのあと元に戻して畑として耕作するとの事です。 事務局からも第 3 条の許可申請書の件がありますので、必ず農地に戻して使用して下さいとお伝えしています。 仮に転用するのであれば、第 4 条、第 5 条を踏まえて転用して下さいとご説明しております。 ●●も農地として使用するとの事なので、今回 3 条申請として受付させて頂いております。 ご報告になりますが、●●につきまして、県の農業基盤課に住民より無断で何かやっているのではないかと問い合わせがありました。 その日のうちに役場にも問い合わせがありました、その時には 3 条申請の提出がありましたので工事が終われば農地に戻すという旨をお伝えしました。 また、先日、岡林さんにも現地を見ていただいております。 岡林委員、何かご意見はありませんでしょうか。
岡林委員	ありません、よろしくお願いします。
事務局	以上で説明を終わります。ご審議のほどをお願いいたします。
高橋委員	地番の説明が 1 ページ目では●●となっていて 15 ページでは●●になっています。どちらが正解ですか。
事務局	ここで訂正をお願いします。 1 ページ目では●●となっていますが、間違いで●●に訂正をお願いします。
上田職務代理	それでは 1 ページ目の訂正をお願いします。 他に質疑はございませんか。 第 1 号議案の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請つきましてご承認頂ける方の挙手をお願いいたします。 有難うございます。全員挙手ですので、ご承認頂きました。 続きまして第 2 号議案 非農地証明願いについて、説明をお願いします。
事務局	第 2 号議案の説明をさせていただきます。 非農地証明願いですが●●より提出されています。

	対象地： ： ： の 3 筆です。 松原●●ですが、亡夫が生前に納骨堂を建設する目的で平成 17 年に分筆登記をしていました。 しかし今後、納骨堂を建てる予定はないようです。 ●●と●●は、夫の生前から耕作はしておらず平成 25 年には、すべて原野化しています。 調査の結果、該当はウと思われます。 今回特にご審議頂きたい内容としまして●●と●●は以前に●●から●●として非農地証明が証明された土地となっております。 今回、判明した理由につきまして、過去に分筆した形跡がありましたので、過去に非農地として証明されたのではないかと思い調べたところ判明いたしました。 ●●につきましては、非農地として申請して頂き、他の●●と●●につきましては、非農地証明を再発行して頂き、証明して頂いたらどうかとご提案させていただきました。 代理の方からは平成 17 年から相続が進んでいる事と 20 年以上たっているので再認定して頂きたいという事です。 ただし役場の登記の担当に確認したところ 26 ページと 27 ページに全部事項証明書が出ていますので、仮に非農地証明が出てなくても使えるという事が法務局で確認が取れているとの事です。 ●●につきましては、非農地としてご承認頂けるのかという事と●●と●●につきましては非農地として再認定するのかどうかという事をご審議願いたいと思います。 現地確認につきましては、中岡委員と久岡推進委員に確認して頂きました。 なにかご意見はございませんか
中岡委員	現況では農地として使える状態では無いのですが、平成 17 年に非農地証明が出て今回新たに提出する必要があるかどうかを皆さんで話し合って頂きたいと思います。
事務局	過去に●●と●●につきましては、証明を受けていますので今回は審議しないという事、つまり再認定せずに再発行するといった手続きも出来ますし、認定してから長い年月が経っていますので再度認定します、といった事も出来ると思います。

	農業委員会の意見として、今後は過去に農業委員会で承認を受けていたら再認定をしないようにするのか、または何年も経っているので再認定を受けるといった事を決めて頂きたいと思います。
押川委員	私も過去に決定していますので再認定は必要ないと思っているのですが、今後このような案件があった場合気になるのが、第4条申請で畑を宅地に変更しました。 しかし、法務局に変更申請をせずに10年、20年経って、その時4条の許可書が無くなったとして地目を宅地に変えたいと言ったときにどう判断するかと言った事が出ると思います。 個人的には、過去に認定されていますので再発行で良いと思います。 仮にそれで駄目な場合は法務局とこちらで話し合ったら良いと思います。
高橋委員	この地番は農地から変更されています。 仮に、畑などに戻したいと思っているのであれば再度検討しなければなりません、そうではないのですので審議はする必要はなく、再発行といった手続きで良いのではないのでしょうか
事務局	想像ですが、おそらく非農地証明で非農地にし、お墓を建てる計画をしていたと思います。 しかし●●と●●につきましては申請がしていなかったと思われます。 したがって、今も農地となっており再度農地以外のものにしたいと言う事で申請されたと思います。
高橋委員	今後、このような案件が出たとしても過去に決定しているのならばそのとおりで良いと思います。 しかし現状が変わっているのであれば再度審査を受けると言った形でどうでしょうか。
事務局	他の近隣市町村に問い合わせたところ、土佐市の場合、非農地を認定し5年間が経過している場合は再認定を進めますと書かれていました。 つまり5年間経っていれば現況も変わっているので再認定もするとの事です。 他の市町村には有りません。
上田職務代理	17年に提出せれている書類が今も効力があるとすればこれで良いと思います。 39ページ出ていますが平成17年に非農地証明願いと提出され認定されていますので、今も効力が有りますから農業委員会として、再認定はしないと言うことでかまいませんか。 賛成の方の挙手をお願いします。全員挙手ですので決定しました。
事務局	●●につきましても非農地の審議をお願いします。 家の裏ですが原野化され雑木が生えている状況で農地として戻すことは無理と判断しています。

上田職務 代理	631 番につきまして非農地証明として審議を行います。 賛成の方の挙手をお願いします。 全員挙手です。非農地として可決されました。 ほかにご意見はございませんか。 議案はこれで終了です。 その他の件で押川委員さんから説明がありますのでお聞きください。
	その他終了後
事務局	次回の開催につきましては12月20日（金）の午前10時より開催したいと思いを ます。
上田職務 代理	これで本日の農業委員会を終了させていただきます。 長時間にわたり有難うございました。 これから段々と寒くなりますが、お体に気を付け年末を迎えて頂きたいと思いを ます。 また何か御座いましたら事務局へご相談いただけたらと思いますのでよろしく お願いいたします。本日はお疲れ様でした。
	議事録署名 中 岡 勝 寿 押 川 収 一